教育委員会会議録

平成31年1月22日(火) 午後2時06分 開会 午後2時31分 閉会

- 1 議事日程 別紙のとおり
- 2 出席した委員等 平松直巳教育長、廣美里委員、大須賀憲太委員、広沢憲治委員、伊藤志のぶ委員
- 3 説明のため出席した職員

新村和昭事務局長、橋本礼子次長兼管理部長、柴田悦己学習教育部長 玉山哲郎生涯学習スポーツ監、須田文清総合教育センター所長、横井英行総務課長 野村均教育企画課長、纐纈知行財務施設課長、稲垣直樹教職員課長 稲葉均福利課長、冨田正美生涯学習課長、小林整次高等学校教育課長 伊藤克仁義務教育課長、北島淳特別支援教育課長、木村誠保健体育スポーツ課長 中田勝徳文化財保護室長、馬場茂インターハイ推進室長、加藤吾郎健康学習室長 伊藤尚巳総務課主幹、稲垣宏恭教育企画課主幹、大谷健二教育企画課課長補佐

- 4 前回会議録の承認 平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。
- 5 教育長報告な し
- 6 請願

請願第22号 愛知県立内海高等学校に愛知県立内海高等学校PTAが空調設備を 設置する過程において学校幹部とPTA役員幹部による不透明な事業 者選定についての請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。 〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(大須賀委員)

請願者の口頭陳述の中で、不適正な執行の可能性があるという発言があったが、内海高校のPTAでは、空調設置に向けて、どのような手続きを経て意思決定をしてきたのか、事務局で分かっていることがあれば教えてほしい。(横井総務課長)

今回の請願を受けて、内海高校から聞き取りを行った。 内海高校においては、昨年度来、保護者から空調設置について要望が強く なってきたため、今年度に入ってから、平成31年度の夏からPTAとして 空調設置をする方向で動き始めたということである。

具体的には、複数の業者から見積りを徴取した上で、生徒・保護者への意向徴取やPTA役員会を実施し、承認を得た上で現在事務を進めているということであった。

(大須賀委員)

学校とPTA会計との関わりはどうなっているのか。

(横井総務課長)

PTAは独立団体であるので、PTAの会計はPTA自身で行うことが基本であるが、PTA会長から会計事務の委任を校長が受けた場合は、学校の事務室が事務処理について行うことがある。

内海高校においては、校長がPTAからの委任を受け、事務室が中心となって会計事務の処理を行っているとのことである。

なお、県教育委員会としてもPTAはどの学校にもある組織であり、財務会計をしっかりとやっていただかなければならないと考えており、毎年度、財務指導を実施し、委任を受けているPTA会計については、指導や助言をさせていただいている。

(大須賀委員)

請願によると、県教育委員会財務施設課の職員が「平成33年度から県立 全日制高校に県の予算で空調設備を設置していきます。」と請願者に回答した とのことであるが、この内容は事実か。

(纐纈財務施設課長)

県立高校の空調設備の設置については、保健室などの管理諸室や、図書室、 コンピュータ室などの一部の特別教室には設置しているが、普通教室には原 則として公費による設置は行っておらず、多くの学校でPTAにより設置さ れている状況である。

こうした現状や、今後も今年度中に策定予定の県立学校施設長寿命化計画に基づく校舎等の老朽化対策に多額の経費負担が見込まれることを踏まえ、 長寿命化計画策定に関する基本方針に示すとおり、他県の状況等も参考にしながら、県立高校の空調設備設置の在り方について、研究していくこととしている。

したがって、請願にある「平成33年度から県立全日制高校に県の予算で 空調設備を設置していきます。」という記載は事実ではない。また、本課の職 員もそのような趣旨の発言はしていないということを確認している。

(大須賀委員)

本請願については、そもそも県教育委員会で判断できる内容かどうかが難しい部分があると思う。私もかつてPTAの役員を務めた経験から申し上げると、私が務めた頃と現在とではPTAを取り巻く環境や保護者の意識も変わってきている。役員の方々が様々な犠牲を強いられながら一生懸命頑張っておられる現実を考えると、空調設備だけでなく様々な問題も含め、我々教育委員が高等学校PTA連合会の役員と議論を深めていきたいと思っている。(伊藤委員)

請願者の口頭陳述にあった空調設備の契約の中に生徒の個人情報を共有できるという事項があるということが事実であるとすれば、そのまま看過してはいけないと思った。確認する等適切な対応をしていただくことは可能か。

(横井総務課長)

現時点で当該事項について把握していないので、また確認させていただく。 請願第23号 「中央教育審議会ガイドライン2018年12月6日提示」に関する、 請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。 〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(広沢委員)

請願項目1に宿泊を伴う学校行事について記載があるが、学校現場では、 当該行事をどのように取り扱っているのか。

(伊藤義務教育課長)

宿泊行事は、学習指導要領の特別活動における「学校行事」の内容の一つとして位置づけられ、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること」とされており、教育的意義を有する教育活動である。

各学校では、長年の積み重ねにより安全等への配慮を確かなものにしつつ、 学校行事を計画する際に、限られた授業時間の中で教育的意義の高い教育活動が実施できるよう、児童生徒や学校、地域の実態に応じて、各行事の関連や統合を図るなど行事の精選を図りながら取り組んでいるところである。 (廣委員)

請願項目4に「部活動については、本務ではない」とあるが、県教育委員会事務局としての見解を確認したい。また、昨年9月に「部活動指導ガイドライン」を策定されたが、部活動の意義や、部活動の在り方は、どのように示されているのか。

(木村保健体育スポーツ課長)

部活動は、学習指導要領において、スポーツや文化及び科学等に親しませ、 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもので、学校教育の一環 であると位置付けられており、「本務ではない」ということはないと考えてい る。

ガイドラインでは、部活動は児童生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを示しており、適切な活動量として休養日や活動時間の基準を示している。

また、顧問の役割としては、活動計画に基づいた運営及び効率的・効果的な指導を行うよう示しており、複数顧問制による役割分担や外部指導者の有効活用等を参考例として挙げ、多忙化解消につなげる提案もしている。

今後、部活動が学校教育の中でその教育的効果を持続的に発揮していくために、体育担当者会や高等学校体育連盟会議など機会を捉え、部活動指導ガイドラインの周知を図っていく。

7 議案

なし

8 協議題

平松教育長が各委員に諮り、協議題 2019年秋の叙勲候補者選考については、 人事案件のため、非公開において審議することとした。

協議題 2019年秋の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の 規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 平松教育長が今回の会議録署名人として広沢委員を指名した。
- (2) 山本博信氏から、愛知県立内海高等学校に愛知県立内海高等学校PTAが空調設備を設置する過程において学校幹部とPTA役員幹部による不透明な事業者選定についての請願について、及び宮崎邦彦氏から、「中央教育審議会ガイドライン 2018 年 12 月 6 日提示」に関する、請願について、口頭陳述したい旨の申し出があり、平松教育長が、前回会議録の承認後、5 分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 3名